



熊本県公報

第 1 2 0 2 8 号
平成 23 年 7 月 19 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の区域変更…………… (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 放流効果実証事業を実施する指定法人の名称変更…………… (水産振興課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3

公 告

- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 4
- 公共測量の実施…………… (監理課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器の賃貸借
(平成23年度導入分)に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 4
- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器の賃貸借
(平成23年度導入分)に係る一般競争入札の実施…………… (") 5
- 平成23年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 8
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 8
- 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 9
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲…………… (労働委員会) 9

告 示

熊本県告示第718号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成23年7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市国府1丁目 3番3地先から 同市水前寺1丁目 1番地先まで	21.7	活基総街(横断歩道橋)

2 供用を開始する期日 平成23年7月20日

熊本県告示第719号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成23年7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名線	熊本市内坪井町 109番1地先から 同所 109番1地先まで	前	20.33 ～ 20.64	57.70	道路法 第24 条工事 (右折 レーン の設置)
			後	20.81 ～ 21.74		

2 区域を変更する期日 平成23年7月19日

熊本県告示第720号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かめお 菊池市七城町亀尾1897番地	有限会社介護センター楽 円荘	平成23年7月11日

熊本県告示第721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
かめお 菊池市七城町亀尾1897番地	有限会社介護センター楽 円荘	平成23年7月11日

熊本県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市小島3丁目 218番1地先から 同所 207番1地先まで	前	19.0 ～ 20.5	344.0	やさ道 交1地 (歩道 整備)
			後	20.3 ～ 21.0		
		熊本市上代6丁目 2850番3地先から 同所 2707番1地先まで	前	19.9 ～ 21.0	231.5	
			後	21.0 ～ 21.0		

2 区域を変更する期日 平成23年7月19日

熊本県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市安楽寺字石原1561番、1562番、字染山1739番、1741番5、1761番、1762番、1763番1、1763番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字染山1739番、1762番、1763番3、字石原1561番・字染山1763番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第724号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第15条第1項の規定により指定した昭和59年11月22日熊本県告示第990号について、同条第3項の規定により次のとおり名称を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
財団法人熊本県栽培漁業協会	公益財団法人くまもと里海づくり協会

熊本県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町深水い字中屋敷 3327番4地先から 同市坂本町深水い字新屋敷 3362番1地先まで	95.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年7月19日

熊本県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年7月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
-------	-------	-----------	---------------	-----

主要地方道	熊本停車場線	熊本市春日 2 丁目 7 6 5 番 4 地先から 同市二本木 1 丁目 1 番 1 地先まで	89.0	活基総街（街路整備）
-------	--------	--	------	------------

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 7 月 1 9 日

公 告

熊本県公告第 3 8 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 0 3 号	魚かす粉末	魚かす粉末 8 5	窒素全量：8. 0 りん酸全量：5. 0	該当なし	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 2 9 年 7 月 1 2 日

熊本県公告第 3 8 7 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成 2 3 年 6 月 2 4 日から 平成 2 4 年 3 月 3 0 日まで	荒尾市万田、原万田、大正町 2 丁目、日ノ出町、大島町 3 丁目、大島のそれぞれ一部

登載依頼

熊本県警察本部告示第 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合 O A システム用サーバ及び関連機器等（平成 2 3 年度導入分）の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理課 管理審査班 (県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成23年8月10日(水)までの日(県の休日を除く。)の
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時ま
で随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月3
1日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査
申請の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日まで(閉庁日を除く。)行
う。

熊情管公告第794号

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。
平成23年7月19日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器等 一式
- (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部情報管理課電算システム運用第二係 (熊本県警察本部庁舎4階)
住所 〒862-8610 熊本市水前寺6丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線(2443)
ファックス番号 096-381-2048
- (3) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器等(平成23年度導入分)の賃
貸借契約に係る要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)による。
- (4) 借入期間
平成24年1月1日から平成28年12月31日まで
- (5) 納入期限
平成23年12月28日(水)
- (6) 借入場所
要求仕様書による。
- (7) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。(紙入札併用案件)ただし、電子入札システムに利用者登録が
完了しているものは、電子入札により入札することとするが、電子入札システムの利
用者登録を既に行った者で、熊本県電子入札運用基準の規定10-3(2)に該当し、
かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間までに県に熊本県電子入札シス
テム紙入札移行承認願(熊本県電子入札運用基準様式3号)を提出後、承認を受けた
ものに限り紙入札により入札することができる。
- (8) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料を含む。)1月当たりの借入代金とする。見積りに当
たっては、60月賃借料率で計算すること。
落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加
算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金
額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事
業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100
に相当する金額により入札すること。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けていない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)に定める条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち、有資格
者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
公告の日から平成23年8月10日(水)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課 管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）

住所 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合はアの日時までには必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしていることの確認を受けるため、ア、イの書類を提出すること。

ア 別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書

イ その他確認資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア、イの書類を電子入札システムにより提出すること。

なお、(1)イその他確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、資料の目録を電子入札システムで提出し、資料は提出期間内に郵送又は持参すること。

紙入札により入札する場合は、(1)ア、イの書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成23年8月17日(水)午後5時まで

(4) 提出先

入札・契約担当部局

1(2)のとおり

(5) 確認結果の通知

電子入札システムで提出した場合は、電子入札システムにより通知する。書面で提出した場合は、別紙様式2競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札執行等

(1) 入札仕様書等の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び1(2)入札・契約担当部局による。

(2) 入札質問に対する回答の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び1(2)入札・契約担当部局による。

(3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成23年8月30日(火)午後5時までに入札すること。

イ 紙入札による入札

(ア) 日時 平成23年8月31日(水)午後2時

(イ) 場所 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部情報管理課OA研修室（熊本県警察本部庁舎9階）

(4) 開札の日時

平成23年8月31日(水)午後2時

(5) 再入札の日時

ア 日時 平成23年8月31日(水)午後3時

イ 場所 (3)イ(イ)と同じ

5 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札

4(3)アの日時までには電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札

別紙様式3入札書により作成し、4(3)イの日時及び場所へ持参し提出すること。ただし、代理人が入札するとき、別紙様式4委任状を入札書と併せて提出すること。

なお、郵送による提出も認めるが、平成23年8月30日(火)までに1(2)入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること。その際は、封筒は二重封筒とし、表

- 封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に別紙様式3入札書を入れること。
- 再入札が想定される場合は、中封筒の表に「再入札書」、「入札案件の名称」及び「再入札日時」を朱書し、中封筒の中に別紙様式3-2再入札書を入れること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立ち会いのもとに開札を行うものとする。ただし、郵送により入札書を提出した場合など立ち会えない場合は、入札執行事務に關係のない県の職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 入札の回数
入札の回数は2回までとする。開札後に落札者が決定しない場合は再入札を行う。再入札を行う場合は、電子入札システムで入札を行ったものは、再入札の通知を受けたときから4(5)アまでに入札すること。
なお、再入札の締切り日時までに再入札をしなかった場合、又は、再入札書を提出しなかった場合は、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札の無効等
次のアからエのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引き換え、変更及び取消しをすることはできない。
また、無効の入札を行った者を落札者として決定していた場合は、落札決定を取り消すものとする。
入札に参加する者が連合し、または、不穏な行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、該当入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期、もしくは、これを取りやめることができる。
ア 熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)第8条11項目い
ずれかに該当する入札
イ 民法第95条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
ウ 電子入札において、契約権限のない者のICカードを使用して行った入札
エ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札
- (5) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (6) 入札保証金
免除する。
- (7) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 落札者からの契約締結期限
落札者の決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から7日以内とする。
- (4) 契約保証金
熊本県会計規則第77条の規定により、契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃借料)に借入月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、熊本県会計規則第77条の第2項第1号から第7号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
また、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるので、その際は、必要な添付書類を添えて別紙様式5「契約保証金免除申請書」を1(2)入札・契約担当部局へ提出すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本競争入札は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 本入札の落札結果については、落札者の決定した日の翌日から起算して72日以内に公告する。
- 8 問い合わせ
- (1) 入札の内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局) 1(2)のとおり

- 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係
 電話番号 096-381-0110 内線(2443)
 ファックス番号 096-381-2048
- (2) 2(1) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関する事
 熊本県出納局管理調達課 管理審査班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関する事
 くまもと市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日及び年末年始を除く)

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:
 A set of servers for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
 December 28th, 2011
- (3) Date and place to submit bidding:
 August 31th, 2011, 2:00p. m.
 Kumamoto Prefectural Police
 9th floor 0A training Room
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
 862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
 August 30th, 2011
- (5) Language and currency to be use for bidding:
 Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
 Kumamoto Prefectural Police
 Police Administration Department
 Information Management Division
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
 862-8610 Japan
 Tel. 096-381-0110(2443)

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成23年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

平成23年7月19日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
 平成23年7月26日(火)
 午後1時00分から午後5時15分まで
- 2 開催場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事(予定)
 (1) 平成23年度公共事業再評価対象事業について
 (2) 対象事業の審議
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
 (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)
 電話096-333-2490

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月19日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県教育委員会規則第 3 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則（昭和 4 0 年熊本県教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。
別表（第 4 条関係）熊本県立八代高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立八代清流高等学校	全日制	普通科
--------------	-----	-----

別表（第 4 条関係）熊本県立八代南高等学校の項及び熊本県立氷川高等学校の項を削る。
附 則

- この規則は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の熊本県立高等学校学則別表に規定する熊本県立八代南高等学校全日制普通科及び熊本県立氷川高等学校全日制普通科は、この規則による改正後の熊本県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

熊本県教育委員会委員長 古庄 文子

熊本県教育委員会規則第 4 号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 3 9 年熊本県教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。
別表の県南学区の項高等学校名の欄中「八代高等学校」の次に「八代清流高等学校」を加える。

別表の県南学区の項高等学校名の欄中「八代南高等学校」及び「氷川高等学校」を削る。
附 則

- この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正前の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表に規定する八代南高等学校及び氷川高等学校の通学区域については、この規則による改正後の熊本県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、存続するものとする。

熊本県労働委員会告示第 3 号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法第 3 条第 4 号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和 2 4 年法律第 1 7 4 号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、平成 2 3 年 7 月 7 日に認定したので、次のとおり告示する。

なお、平成 7 年熊本県地方労働委員会告示第 2 号は、廃止する。
平成 2 3 年 7 月 1 9 日

熊本県労働委員会 会長 石 橋 洋

熊本市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道熊本水道労働組合、熊本市役所職員組合、及び熊本市役所第一職員労働組合については、当該上下水道局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
上下水道局本庁	局次長、総括審議員、技監、総括雨水担当審議員、雨水担当技監、部長、首席上下水道審議員、首席契約担当審議員、首席雨水担当審議員、首席工事検査審議員、課長、上下水道審議員、契約担当審議員、雨水担当審議員、工事検査審議員、総務課長補佐（人事担当の課長補佐に限る。）、総務係長、人事係長、人事事務主務担当者
水道センター	所長
営業所	所長
下水道維持課水質管理室	室長
浄化センター	所長
維持補修センター	所長